

カスタマーハラスメント対策セミナー

～カスタマーハラスメントの基礎知識を学び、組織として対応する方法を学ぶ～

カスタマーハラスメントに対して適切な対応をするには、個人としてのスキルだけでなく、組織としてどのように対応していくか明確な基準を持つことも重要となります。

本セミナーでは、弁護士の原市先生から、カスタマーハラスメントの基礎知識や現場で対応する際のスキル、組織としての防衛策について解説していただきます。通常のクレームとは異なる部分を持ちつつ、ハラスメントの要素もあわせ持つカスタマーハラスメントに対して、実際の現場でも自信をもって対処できるように学んでいきます。

開催要項

*** 申込締切 12月6日(金) 先着順 ***

日時 令和6年12月11日(水) 13:00～14:30

会場 松江商工会議所ビル「2階会議室」松江市母衣町 55-4

講師 はら まち 原市先生 弁護士、原市法律事務所（出雲市）

1. カスタマーハラスメントとは

- ① カスタマーハラスメントの定義、該当例、判断基準

2. 企業におけるカスタマーハラスメント対策

- ① 企業責任（ハラスメント関係指針、条例制定の動きなど）
② 望ましい対策（基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発、相談対応体制の整備など）
③ カスタマーハラスメント発生時の対応 ④ 再発防止のための取り組み

3. 裁判例の紹介

セミナー
内容（予定）

主催：島根働き方改革推進支援センター
共催：松江商工会議所 / （一社）島根県経営者協会

カスタマーハラスメント対策セミナー 参加申込書

島根働き方改革推進支援センター 行 (FAX) **0852-61-1267** 令和6年 月 日

〔事業所名〕 〔申込担当者〕 〔TEL〕

〔所在地〕〒 〔FAX〕

参加者氏名	役職	参加者氏名	役職
①		②	

※ ご記入いただいた情報は、本セミナーに関する名簿作成・連絡のみに使用いたします。

本セミナーに関する
お問い合わせ先

〒690-0886 松江市母衣町 55 番地 4 島根県商工会館 5 階 島根働き方改革推進支援センター（西村、大嶋）
〔TEL〕 0120-514-925 〔FAX〕 0852-61-1267 〔mail〕 hatarakikata@shimanekeikyo.com

* 「島根働き方改革推進支援センター」は、島根労働局の委託を受け（一社）島根県経営者協会が運営しています。